（調査及び立法考査局経済産業調査室付主任調査員）国立国会図書館調査員　森田　倫子
調査及び立法考査局農林環境課長を命ずる
（収集書誌部資料保存課長）国立国会図書館調査員に任命する
調査及び立法考査局文教科学技術調査室付を命ずる
調査及び立法考査局文教科学技術課科学技術室長兼務を命ずる
（電子情報部電子情報サービス課長）同　竹内　秀樹
電子情報部電子情報流通課長を命ずる
（関西館付主任司書）同　柴田　昌樹
関西館電子図書館課長を命ずる
（収集書誌部逐次刊行物・特別資料課課長補佐）同　荒井　裕子
主任司書を命ずる
利用者サービス部付を命ずる
（利用者サービス部サービス運営課長）同　伊藤　克尚
利用者サービス部図書館資料整備課長を命ずる
（関西館図書館協力課長）同　南　亮一
関西館文献提供課長を命ずる
（調査及び立法考査局総合調査室付主任調査員・調査企画課連携協力室長兼務）国立国会図書館調査及び立法考査局国土交通課長を命ずる
（調査及び立法考査局議会官庁資料課課長補佐）国立国会図書館調査員　本夛真紀子
国立国会図書館司書に任命する
主任司書を命ずる
国際子ども図書館付を命ずる
（総務部企画課課長補佐）国立国会図書館参事　鈴木　智之
国立国会図書館司書に任命する
収集書誌部国内資料課長を命ずる
（収集書誌部収集・書誌調整課課長補佐）国立国会図書館司書　大柴　忠彦
関西館図書館協力課長を命ずる
（国際子ども図書館企画協力課課長補佐）同　大島　康作
収集書誌部資料保存課長を命ずる
（利用者サービス部付主任司書）同　関根　美穂
電子情報部付を命ずる
電子情報部電子情報サービス課次世代システム開発研究室長兼務を命ずる
（電子情報部付主任司書）同　松本　保
国立国会図書館参事に任命する
主任参事を命ずる
総務部付を命ずる
（関西館図書館協力課課長補佐）同　兼松　芳之
主任司書を命ずる
関西館付を命ずる（以上四月一日）

人事異動

内閣法制局

内閣法制次長
平成二十七年三月三十一日まで勤務延長する（三月三十一日）　横畠　裕介

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　下田　隆文
和歌山県警察本部長を命ずる（三月二十四日）

警　察　庁

（和歌山県警察本部長）警視長　植田　秀人
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　植田　秀人
内閣官房に出向させる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　下田　隆文
警視長に任命する
警察庁長官官房付を命ずる（以上三月二十四日）

法　務　省

（東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　原　雅基
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する（三月二十七日）

厚生労働省

労働保険審査会委員に任命する（四月一日）　木村　亨

会計検査院

（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　鈴木　寿一
会計検査院技官兼事務官（事務総長官房技術参事官）に転任させる
（事務総長官房技術参事官）会計検査院技官兼事務官　朝倉　健
国土交通省に出向させる（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十八号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。
平成二十六年四月一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

1　第二十六号を次のように改める。
二十六　ＪＲ九州バス株式会社
2　第四十一号を次のように改める。
四十一　国際興業グループ株式会社
3　第六十五号を削り、第六十四号を第六十五号とし、第五十九号から第六十三号を一号ずつ繰り下げ、第五十八号を第五十九号とし、同号の前に次の一号を加える。
五十八　株式会社ＡＩＲＤＯ
4　第百二号を削り、第百一号を第百二号とし、第九十六号から百号を一号ずつ繰り下げ、第九十五号を第九十六号とし、同号の前に次の一号を加える。
九十五　株式会社ＣＢＣテレビ
5　第百九号を次のように改める。
百九　株式会社ＴＢＳラジオ＆コミュニケーションズ

国有林野の活用に関する基本的事項の一部改正について

国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）第４条の規定により昭和46年８月20日付けで公表された国有林野の活用に関する基本的事項の一部を次のように改正したので、同条の規定により公表する。
平成26年４月１日　農林水産大臣　林　芳正

第１の２の(1)のロ中「第８条第１項に規定する農地保有合理化法人、同法第11条の12」を「第11条の14」に、「第４条第２項第１号」を「第４条第３項第１号ロ」に、「行なう」を「行う」に改める。

国土地理院防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、国土地理院防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成26年４月１日　国土地理院長　稲葉　和雄

国土地理院防災業務計画の修正について
一　修正の目的　災害対策基本法の一部改正、首都直下地震対策特別措置法並びに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う所要の修正を行った。
二　修正年月日　平成26年４月１日
三　修正の要旨　災害対策基本法の一部改正及び南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法に伴う所要の修正を行った。
また、首都直下地震対策特別措置法の施行に伴い防災対策の強化、観測体制の整備、防災訓練の実施に関する事項を追加した。